

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成29年3月27日（金）午後1時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 29 年 3 月 27 日(月)午後 1 時 00 分

1 審議案件

教委第 94 号議案 いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて

2 その他

[開会時刻：午後1時00分]

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。  
まず、事務局から報告がありますので、報告をお願いいたします。

古橋総務課長

事務局より報告させていただきます。本日は急施を要する案件として、教委第94号議案「いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて」の御審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

岡田教育長

それでは、横浜市教育委員会会議規則第12条に基づく急施を要する案件として、審議を行います。これより審議に入ります。教委第94号議案「いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて」所管課から説明いたします。

小林教育次長

教育次長の小林です。教委第94号議案について御提案申し上げます。  
再発防止策（案）につきましては、3月17日の教育委員会臨時会におきまして御審議いただき、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（素案）を、平成28年度第2回横浜市総合教育会議で協議・調整を行うための案とすることを決定していただきました。  
その後、3月26日に当該児童代理人及び当該児童保護者代理人から、再発防止策に対する意見が提出されましたので、これを踏まえまして、本日は「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（案）を修正したいと考え、提案するものでございます。  
詳しい内容につきましては、高倉総務部長から説明させていただきます。

高倉総務部長

総務部長の高倉です。それでは、説明をさせていただきます。  
教育委員会説明資料を御覧いただきたいと思っております。まず、2番の再発防止策に対する意見でございますが、提出者につきましては、被害児童代理人弁護士・被害児童保護者代理人弁護士、提出先といたしましては、横浜市教育委員会となっております。提出日につきましては、平成29年3月26日でございます。ただ、意見書の作成の日付としましては、平成29年3月25日付となっております。  
対応の内容でございますが、3月17日以降、御議論いただいた後には字句の訂正をさせていただいておりますけれども、本日はこの意見書に関する修正の点について説明させていただきます。  
まず、（1）でございますが、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」の修正についてということで、この点につきましては別紙の資料の網かけになっている項目を参照していただきたいと思っております。別紙の資料を御覧ください。こちらは裏面も含めまして、今回いただきました意見書の項目全18項目を整理させていただいたものでございます。このうち、修正で対応させていただいたものは網かけの部分に該当しますので、御参照いただければと思います。  
元の資料にお戻りいただきたいと思っております。3の（1）アということで、まず5ページ、第三者委員会の調査報告書で指摘されている課題の引用部分についての修正でございます。こちらにつきましては、お手元に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（案）を配らせていただいております。そちらの4ページと5ページを御覧いただきますと、見え消しの部分がございますので、こちらを御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

元の資料で説明させていただきます。いただきました意見の内容でございますが、「この部分は、小学校5年生になって、不登校となった後のことであって、時系列に不備がある」ということ。それから、丸の2つ目、「家に来るなどの保護者の方の発言に至った経緯は、『特定の管理職が、被害児童が率先して金銭を差し出したのではないか』などと述べた態度に憤慨して、当該管理職には家に来てほしくないと言った経緯がある。その文言だけを取り出すのは不正確かつ不適切である」という御意見をいただいております。

裏面、対応の内容でございます。5ページ、該当の第三者委員会の調査報告書の引用部分でございますが、そちらの前段の保護者の発言に関する部分を削除いたしまして、後段部分については時系列が違うということでございますので、5年生時について記述している8ページに移させていただきます。

報告書の8ページを御覧いただきたいと思っております。下から2行目ですが、「平成27年4月」となっていたものを「平成27年2月～11月」、それから学年につきましては、「5年生～6年生」とした上で、第三者委員会の報告書の引用部分の前段は削除しまして、後段の部分、「学校の責務として、所属する児童に対して『教育を受ける権利』を侵害しないように最大限の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない」という記述をこちらに加えさせていただきます。

元の資料にお戻りいただきまして、裏面のイでございます。24、25ページのところでございますが、「いじめの定義の理解」に関する問題点及び再発防止についてということで、こちらにつきましても冊子の24、25ページで、追加したものについては下線がございますので、そちらを御参照いただきながらお聞きいただきたいと思っております。

いただきました御意見の内容でございますが、「学校だけではなくて、教育委員会が、いじめの意味や発生の仕組みを理解していなかったため、さらに被害児童及び保護者を孤立化させ、不登校が長期化し、現在に至っても不登校状態になった原因をつくっている。そのことを明記すべきである」という御意見をいただきました。

これに対しまして、対応の内容でございますが、24ページにつきましては、いじめの定義の理解の(1)問題点の「①いじめの定義の理解が不足していたこと」の項目の説明の中で、今回の事案においては、学校、学校教育事務所、教育委員会事務局とも、法の定義・趣旨に基づいたいじめとの認識を持つことができなかったことが分かるように、文章を修正させていただきました。

また、25ページの(2)再発防止策の「①より効果的な研修の実施」の項目の説明において、研修の対象者に教育委員会事務局の職員が含まれていることを明記させていただきます。

続きまして、(2)再発防止策に位置づけられているものについてということで、先ほどの別紙資料の項目欄の前に星印がついている項目がこれに該当いたします。全部で10項目程度でございます。

いただきました御意見のうち、既に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に、いただいた御意見の趣旨や対策が位置づけられているものにつきましては、今後代理人を通じて御説明させていただきたいと考えております。

例といたしまして、いただきました御意見の中の「弁護士の特任職としての積極的な活用」、「保護者と学校の関係が悪化した場合に、学校教育事務所が積極的に学校を支援すること」、「児童生徒が孤立化しないための対策」、「専門相談と学校の情報共有等」については、既に再発防止策の中に記載しているところがございますので、その趣旨を説明してまいりたいと考えています。

続きまして、(3) その他の御意見でございますが、こちらにつきましては別紙資料で二重丸のついている項目に該当します。いただきました御意見の中には、具体的な取組の中で対応すべきものもございますので、これらにつきましては、今後の再発防止策の具体的な取組を進める中で、あるいは日々の学校での取組の中で御意見を考慮してまいりたいと考えております。

例でございますが、「社会的弱者やマイノリティーの問題についての正確な知識の提供」といった教育活動でありますとか、「学校及び教育委員会で行われる会議等のできる限りのホームページでの公表等」については、今後具体的な事務の中で検討してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等ございましたらお願いいたします。

今田委員

「対応状況について」では、「はじめに」のところでは修正がないような感じになっていますが、てにをはを含めて、あといじめ等が原因というところも学校の対応ということをかねがね意見を申し上げたとおりですけれども、入っているので、その辺のところでは少し分かりやすくなったのではないかと思います。

それから、いろいろと向こうから意見があって、時系列的にずれている云々は当然修正しないとイケないでしょうし、向こうの代理人が言われている部分でこちらとしては今後具体的な中で考慮しながらやっていくということがいろいろと書いてありましたが、よくその部分の説明をしっかりとやってもらって、理解を求めることが必要だと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにも御意見等がなければ、教委第94号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。この後、教育総合会議での議論になりますが、修正したもので提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。傍聴の方、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係職員以外の方も退席してください。

なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちいただきたいと思っております。

[閉会時刻：午後1時14分]